

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

1. 修正内容

(1) 島根原子力発電所 1号機に関する国および関係自治体への通報・連絡基準等の修正

平成30年2月15日付け原子力規制委員会告示第三号※が発出されたことから、島根原子力発電所1号機に関する国および関係自治体への通報・連絡基準等の修正を実施した。

※：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示（略称：冷却告示）

(2) 原子力規制庁への通報・連絡運用の明確化に伴う修正

原子力規制委員長が警戒本部※の設置が必要と判断した場合等における原子力規制庁への通報・連絡に関する運用が明確にされたことから、国および関係自治体への通報・連絡基準および通報・連絡するためには使用する様式等の修正を実施した。

※：原子力発電所等において警戒事態が発生した場合に、原子力規制庁緊急時対応センターに設置されるものであり、原子力発電所等の被害状況の収集・分析を行うとともに、関係省庁、関係自治体への情報提供等を実施する。

(3) 原子力防災資機材等の数量・配置場所の修正

原子力防災資機材および原子力防災関連資機材の数量や配置場所の修正を実施した。

(4) その他

記載の適正化 等

2. 修正年月日

平成30年9月28日

以上